

認定こども園 聖心第三幼稚園
重要事項説明書

＜令和 8 年度＞

1 事業者

事業者の名称	学校法人 聖心学園
事業者の所在地	神奈川県横須賀市富士見町3-8
代表者氏名	理事長 本橋 眞道
事業者の電話番号	046-822-6225

2 施設の目的・運営方針

施設の目的	キリスト教の精神に基づき、自然とのふれあいの中で幼児を保育することを目的とする。
運営方針	建学の精神、キリスト教精神に基づき、3つの教育・保育方針をたて園児の教育・保育を行う。

3 施設の概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園
名称	認定こども園 聖心第三幼稚園
所在地	神奈川県横須賀市汐見台2-16-15
電話番号	046-884-9411
施設長氏名	園長 本橋 洋道
認可定員	80人
実施する事業	延長保育、障害児保育、一時預かり事業、子育て支援事業
認可年月日	R6年4月1日

4 開園日・開園時間及び休園日

開園日	月曜日から土曜日	
開園時間	月曜日から金曜日：7時30分から18時30分まで 土曜日：8時00分から16時00分まで	
教育時間 (1号認定子ども)		月曜日から金曜日：9時00分から14時00分まで
	預かり保育	朝：7時30分から8時30分まで 夕：14時00分から18時30分まで 長期休業期間：7時30分から18時30分まで
保育標準時間認定 (2号・3号認定子ども)	保育時間	月曜日から金曜日：7時30分から18時30分まで 土曜日：8時00分から16時00分まで
	延長保育	なし
保育短時間認定 (2号・3号認定子ども)	保育時間	月曜日から金曜日：8時00分から16時00分まで 土曜日：8時00分から16時00分まで
	延長保育	朝：月曜日から金曜日7時30分から8時00分まで 土曜日 なし
学期	第1学期：4月1日から8月31日まで 第2学期：9月1日から12月31日まで 第3学期：1月1日から3月31日まで	
休園日	日曜日、年末年始、祝祭日、園が定めた日	

6 利用定員

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号定員	—	—	—	18人	20人	22人	60人
2号定員	—	—	—	5人	5人	7人	17人
3号定員	—	—	3人	—	—	—	3人
合計	—	—	3人	23人	25人	29人	80人

※ 利用定員は、保育教諭の配置等の理由により、実際の利用人数と異なる場合があります。

7 職員体制（令和6年5月1日 現在）

職 種	職務の内容	員数	備 考
施設長（園長）	園全般の管理・運営	1人	兼任
副園長	園長の補佐、園務の整理	1人	兼任
主任保育教諭	園長及び副園長の補佐、教育・保育計画の立案、子育て支援活動の実施、保育教諭の総括	1人	常勤専従
保育教諭	教育・保育計画の立案、教育・保育の提供	15人	常勤専従 7人 非常勤 8人
調理員	献立に基づく調理業務		外部委託
栄養士	献立の作成、食育全般		外部委託
運転手	園バスの運転・管理及び園の環境整備	2人	
園医	内科検診、健康相談、保健指導	1人	嘱託
園歯科医	歯科検診、健康相談、保健指導	1人	嘱託
園薬剤師	園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、健康相談、保健指導	1人	嘱託

※ 上記職員の員数等は、園児の利用人数によって、実際の職員配置と異なる場合があります。

8 利用の開始について

- (1) 所定の申込書に必要な事項を記入し、園長に提出してください。
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもについて、当園は、市町村が行った利用調整により、当園の利用が決定された後に教育・保育の提供を開始します。
- (3) 1号認定子どもについて、利用定員を超える入園申し込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、入園者を決定します。
 - ア 在籍している園児の兄弟姉妹は、優先して入園できます。
 - イ 未就園児クラスに通っている方は優先して入園できます。
 - ウ その他の児童は、先着順により選考します。

9 利用の終了について

当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、教育・保育の提供を終了します。

- (1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
- (2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。
- (3) 市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

10 提供する教育・保育の内容

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、園児の心身の状況等に応じて、必要な教育・保育を提供します。

11 毎日の教育・保育の流れ

時 間	活 動	内 容
7 : 3 0 9 : 0 0	朝預かり開始 順次登園 健康観察 自由遊び	元気に挨拶する 視診等をする 好きな遊びを楽しむ
1 0 : 0 0	クラス活動	手洗い、うがい 室内や戸外で楽しく遊ぶ
1 2 : 0 0	昼食準備 昼食	好き嫌いなく食べられるように見守る
1 3 : 3 0	降園準備 自由遊び	持ち物確認 好きな遊びを楽しむ
1 4 : 0 0 1 5 : 0 0 1 5 : 3 0 1 8 : 3 0	順次降園 延長保育 自由遊び	挨拶をする おやつ 好きな遊びを楽しむ 保護者に一日の様子を伝える

12 年間行事予定

月	行 事 内 容
4 月	入園式・始業式
5 月	春の遠足
6 月	サッカー教室
7 月	プール開き
8 月	夏期保育
9 月	
10月	秋の大運動会、秋の遠足

11月	かいものごっこ
12月	クリスマス会
1月	
2月	作品展、合奏発表
3月	卒園式

13 食事の提供方法等について

昼 食 ・ お や つ	自園調理にて提供しています。 献立表は、毎月のお便りで別途お知らせします。
ア レ ル ギ ー 等 へ の 対 応	使用する食材の中でアレルギーなどがあり、食べられないものがあるときは、お伝えください。代替食に対応しています。その際は、医師の作成による「アレルギー疾患生活管理指導表」を提出していただきます。
衛 生 管 理 等	調理員は、毎月検便を実施しています。感染症や食中毒が発生又はまん延しないよう、衛生管理を適切に実施し、感染症や食中毒の予防に努めます。

14 利用料その他の費用及び支払方法

(1) 保育料（市町村長が定める利用者負担額）

教育・保育給付認定区分及び世帯の前年度所得に応じて、支給認定保護者の居住する市町村長が定める額（保育料）を、お支払いください。

(2) 実費徴収などの費用

別表に掲げる教育・保育において提供する便宜に要する費用（実費徴収）及びその他の費用について、別表に定める方法により、当園にお支払いください。

15 健康診断

(1) 健康診断 内科検診を年2回、歯科検診を年2回実施します。

(2) 身体測定 年5回、身長・体重を計測し、記録します。

16 園と保護者との連絡について

* 教育・保育の状況や家庭での状況を情報交換するための連絡帳（おはようブックやお手紙、電話等）を活用します。

* 緊急の場合は、マチコミメールの配信をします。

17 保護者に用意していただくもの

(1) 入園時に用意していただくもの

* 入園申込時（2号・3号認定の方は入園が決定した際）に配布するしおりをご覧ください。

(2) 毎日持参していただくもの

* 入園申込時（2号・3号認定の方は入園が決定した際）に配布するしおりをご覧ください。

18 登園・降園について

(1) 欠席する場合や登園が遅れる場合

欠席の予定がある、当日欠席する、登園が遅れる場合は、しおりで定めた時間までに必ずご連絡ください。

(2) お迎えが遅れる場合

お迎えが遅れる場合は、分かった時点で必ずご連絡ください。

(3) お迎えの大人の方に変更がある

お迎えの大人に変更がある場合は、事前にご連絡ください（身分証明書等の確認をさせていただきます。変更になった送迎の方は必ず確認証を携帯してください）。

19 服装について

- * 園指定の制服等で登降園してください。
- * ひもやフードなどの引っ掛かりやすい服は、避けるようにしてください。

20 健康管理について

(1) 発熱の場合の取り扱い

- * 早朝より37.5℃の体温があるお子さんについては、お預かりできません。
- * 日中37.0℃を目安に保護者さまにご連絡いたします。
- * 症状によってお迎えをお願いします。

(2) 投薬の取り扱い

- * 与薬は行いません。投薬が必要な場合はお休みしていただきます。

(3) 感染症の取り扱い

- * 学校保健安全法に準じて対応します。
- * 感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐため、園での生活が可能な状態となってから登園してください。
- * 登園が可能であることの意見書（医師による記入）又は登園届（保護者による記入）を提出していただきます。

21 園医・園歯科医

当園では、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

<園医> 内科（小児科）

名 称	くどう小児科クリニック
医院長名（医師名）	工藤 聡
所 在 地	神奈川県横須賀市久里浜1-6-1
電 話 番 号	046-835-1855

<園歯科医> 歯科

名 称	フルヤ歯科医院
医院長名（医師名）	古屋 吉之
所 在 地	神奈川県横須賀市東逸見町1-1-47
電 話 番 号	046-823-0860

22 賠償責任保険の加入状況

当園では、以下の保険に加入しています。

保 険 会 社	東京海上日動火災保険株式会社
保 険 の 種 類	学校契約団体傷害保険

23 緊急時の対応方法

当園は、教育・保育の提供中に、お子さんの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、すみやかにご家族の方に連絡をとるとともに、園医又はお子さんの主治医に相談するなどの措置を講じます。

<近隣の緊急時の連絡先>

消 防 署	坂本出張所	電話 046-821-0119
警 察 署	横須賀警察署	電話 046-822-0110

24 非常災害時の対策

当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、年2回以上の避難及び消火訓練その他必要な訓練を実施します。

避 難 訓 練	火災及び地震を想定した避難及び消火訓練を年2回以上実施します。
防 災 設 備	自動火災警報器、誘導灯、消火器
避 難 場 所	不入斗公園

25 教育・保育の内容に関する相談・要望・苦情

相 談 ・ 苦 情 受 付 担 当 者	主任
相 談 ・ 苦 情 受 付 責 任 者	本橋 洋道（園長）
市 の 窓 口	民生局 福祉こども部 子育て支援課 電話046-822-8224
受 付 方 法	面接、文書、電話などの方法で相談・苦情を受け付けます。

【別 表】

教育・保育の質の向上を図るための特定負担額（上乗せ徴収）、教育・保育において提供する便宜に要する費用（実費徴収）及びその他の費用

区 分	費 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
実費徴収	教材費	個人が使用するもの	年額約 14,500円
	給食費	1号及び2号認定子どもに対する主食・副食費	1食400円 副食費免除世帯 月2,500円
	牛乳代	希望者のみ	業者の請求額
	園バス利用料	希望者のみ	月額2,000円
	行事参加費	遠足参加費、観劇会参加費等	年額 約2,000円
	冷暖房費	光熱費協力費として	月額1,000円
その他の費用	延長保育料 (2号・3号認定こども)	保育標準時間及び保育短時間以外の時間帯における保育に対する利用料	2号認定60分200円(18時～18時30分は30分200円) 3号認定60分300円(18時～18時30分は30分300円)
	預かり保育料 (1号認定こども)	教育時間以外の時間帯における保育に対する利用料	60分200円(18時～18時30分は30分200円) 月額最大9,000円 *午前保育の日は+300円かかります

※ 教材費は年に1度4月に引き落としになります。

※ 給食費は食数に応じて変わるため雑費袋で現金納入してください。

※ 園バス利用料・冷暖房費については、毎月8日に口座振替になります。

※ 延長保育料・預かり保育料については、当月分を翌月に現金にてお支払いください。

※ その他の費用については、必要時に、現金にてお支払いください。

※ 上記のほか、登園の利用において必要とされるものが生じた場合に実費徴収することがあります。

預かり保育・延長保育別紙

1 号認定

時間	時間額	日 額				月 額	長期休業（日 額）
7:30-8:30	¥200	¥200				¥3,000	¥2,000
15:00-16:00	¥200	¥200	¥400	¥600	¥800	¥3,000	
16:00-17:00	¥200					¥6,000	
17:00-18:00	¥200					¥9,000	
18:00-18:30	¥200					¥12,000	

2 号認定短時間

時間	時間額	日 額			月 額
7:30-8:30	¥200	¥200			¥3,000
16:00-17:00	¥200	¥200	¥400	¥600	¥3,000
17:00-18:00	¥200				¥6,000
18:00-18:30	¥200				¥9,000

3 号認定短時間

時間	時間額	日 額			月 額
7:30-8:30	¥300	¥300			¥4,500
16:00-17:00	¥300	¥300	¥600	¥900	¥4,500
17:00-18:00	¥300				¥9,000
18:00-18:30	¥300				¥13,500

同 意 書

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行いました。

(施設名) 認定こども園 聖心第三幼稚園

(説明者) 園長 本橋 洋道

私は、重要事項説明書に基づいて認定こども園 聖心第三幼稚園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

(児 童 名)

(保 護 者 住 所)

(保 護 者 氏 名)

(児童との続柄)

(注) 自著